

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第21条の4第2項
処分の概要	指定療育機関に係る診療報酬の支払の一時差止め
法令の定め	第21条の4第2項 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準を設定していない。
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係（医療・母子保健） （電話番号：011-206-6343）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）